

(事業内容)

第1 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 県立高等学校（以下「学校」という。）は、スクールカウンセラーと密接な連携を図りながら、日時及び相談場所を定め、スクールカウンセラーによる生徒や保護者及び教職員へのカウンセリングを計画的・継続的に実施する。
- (2) 学校は、スクールカウンセラーの援助の下、教職員に対する研修や事例研究等を行い、校内の教育相談活動の促進を図るとともに、専門機関との適切な連携に努める。
- (3) 宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校の事業担当者及びスクールカウンセラーとの連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催し、情報交換や研修等を行う。

(実施方法)

第2 事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 実施期間
一会計年度とする。
- (2) 配置先
すべての学校に配置するものとする。
- (3) 配置回数等
スクールカウンセラーは、原則として1校当たり年間24日（月2日相当）、1日当たり6時間勤務とする。ただし、教育委員会は、学校の実情に応じ、勤務日数及び勤務時間数を増減して配置することができるものとする。
- (4) 緊急派遣
重大事故の発生等、スクールカウンセラーの緊急支援が必要と判断される場合には、学校の要請に基づき、教育委員会からスクールカウンセラーを派遣することができる。
- (5) スクールカウンセラーの選考
学校に配置するスクールカウンセラーは、次の各号のいずれかに該当する者の中から、教育委員会が選考するものとする。
 - ① 公認心理師
 - ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
 - ③ 精神科医
 - ④ 児童生徒等の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務を有する者に限る。）又は助教の職にある者又はあった者
 - ⑤ 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒等を対象とした相談業務に就いて1年以上の経験を有するもの
 - ⑥ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務に就いて5年以上の経験を有するもの
 - ⑦ 前各号に掲げる者のほか、これらと同等の能力を有すると教育委員会が認める者
- (6) スクールカウンセラーの勤務
 - ① 相談日及び相談時間
配置校は、スクールカウンセラーと協議の上、相談日及び時間を決定する。
 - ② スクールカウンセラーは、勤務を要する時間において、配置校での職務に専念するものとする。
- (7) スクールカウンセラーの職務
 - ① スクールカウンセラーは、学校長の指揮監督の下、次に掲げる業務を行うものとする。

- イ 生徒へのカウンセリング
 - ロ 生徒や保護者、教職員からの相談への対応・助言
 - ハ 生徒のカウンセリング等に関する情報集収集及び情報提供
 - ニ 校内の教育相談活動の促進及び専門機関との適切な連携への支援
 - ホ 教職員への研修活動
 - ヘ 連絡協議会議等への参加
 - ト その他、生徒のカウンセリング等に関する学校において必要と認められる事項
- ② スクールカウンセラーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(8) 事業報告等

学校は、別紙様式により、実施計画書、実施報告書及び毎月の相談件数等を教育委員会に報告する。

(スーパーバイザーの職務)

第3 スーパーバイザーは、教育委員会の指揮監督の下に、次に掲げる業務を行う。

- ① スクールカウンセラー及び教職員への助言及び援助
- ② 生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリング
- ③ 各学校及び生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供
- ④ スクールカウンセラー及び教職員の研修における指導及び助言
- ⑤ その他、教育委員会が必要であると認める業務

(スクールカウンセラー及びスーパーバイザーの報酬等)

第4 スクールカウンセラー及びスーパーバイザーの報酬（緊急派遣を含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 第2（5）の選考要件①から④までに該当する者 1時間当たり 5,000円
 - (2) 第2（5）の選考要件⑤から⑦までに該当する者 1時間当たり 2,500円
- 2 前項の規定にかかわらず、初めて宮城県教育委員会に任用された者に係る1時間当たりの報酬額は、採用された年度に限り、前項（1）に掲げる者にあっては4,000円、前項（2）に掲げる者にあっては2,000円とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、スクールカウンセラーの報酬等は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第48号）の定めるところにより支給する。
- 4 1日当たり30分を越える端数は、1時間とする。
- 5 労災保険は適用する。雇用保険及び社会保険については、勤務態様等により、適用する場合がある。

(その他)

第5 この要項に定めるもののほか、スクールカウンセラーの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 高等学校スクールカウンセラー活用事業実施要項（平成31年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年10月1日から施行する。